

6月1日は

# 「美しいまちづくりの日」です



「富士市マナー条例」が施行された6月1日を「美しいまちづくりの日」として、この日には自宅や事業所周辺などの地域の美化に努めたり、快適な生活環境の保全や創造について家庭や職場などで話し合ったりして、誰もが快適に過ごせることができる美しいまちにしていきたいと思います。

## 実践してみよう！

◎ 自宅周辺を清潔に保つことは、ごみのポイ捨てを防ぐ第一歩です。いつもより少しだけ、清掃範囲を広げてみましょう。

◎ 自宅だけでなく、事業所や学校などでも、周辺の美化に取り組みしましょう。

## 〈富士市マナー条例〉

みんなでまちをきれいにしましょう

ポイ捨て禁止

ふん放置禁止

喫煙マナー



◎ まちをきれいにするために何が必要か、家庭や職場、学校などで話し合ってみましょう。

## 「クリーン作戦」参加者募集！

富士山の山開きを前に、「富士山登山ルート3776 美化推進重点区域」を、市が誇る魅力に満ちた登山ルートにするため、クリーン作戦（清掃活動）を実施します。

とき／7月1日(土) 9～12時

集合場所／市役所北口

清掃場所／海拔ゼロメートル地点の鈴川海岸、富士山登山ルート3776

美化推進重点区域

申し込み／5月31日(水)までに、直接または電話で環境総務課（市役所10階）へ

問い合わせ／環境総務課

☎(55)29001 ㊟(51)05222

# 6月1日は「景観の日」です

平成17年の「景観法」施行の日に合わせて、毎年6月1日は「景観の日」と定められました。

市は、平成21年に「富士市景観計画」及び「富士市景観条例」を定め、富士山の眺望をはじめとした良好な景観を守り、育て、そして将来に残していけるよう、市民・事業者の皆さんとともにさまざまな取り組みを進めています。

大規模建築物などの建築には事前届け出が必要

良好な景観の形成を図るため、大規模な建築物などを建築する際には、事前に届け出が必要

※届け出対象となる建築物などは、景観計画に定める「色彩基準」及び「景観形成の指針」の規制対象になります。事前に、建築指導課（市役所7階）で相談を行い、届出書を提出してください。

## 届け出対象となる建築物など

延べ面積が1000平方メートル以上、または、高さが15メートル以上（用途地域が定まっている地域については高さ10メートル以上）の建築物及び工作物の新築・増築・外観の5分の1以上の色彩変更など

問い合わせ／建築指導課

☎(55)29009 ㊟(53)2773  
kentiku@div.city.fuji.shizuoka.jp

